

2020年度山陰海岸ジオパークビジネス創出支援事業補助金Q&A

Q1：ビジネス創出支援事業補助金とはどのような補助金ですか。

A1：ジオパークの多様な地域資源を活用して地域経済の活性化を図るため、地域資源を活用したビジネスを新に創出する事業またはビジネスプランの実現に向けた取り組みに要する経費の一部を支援する補助金です。

Q2：審査はどのように行われますか。

A2：申請書類提出と企画提案（プレゼンテーション）を行っていただきます。定められた審査項目にもとづき外部の有識者などにより構成された審査員による審査会を行います。特に、申請書類の事業計画書（ビジネスプラン）が重要になります。
（プレゼンテーション5分 質疑応答10分程度）

Q3：審査はどのような着眼点で行われますか。

A3：次の6項目によります。

①地域資源を有効に活用しているか。

※地域資源とは、次のいずれかに該当するものとします。

(1) 農林水産物や工業製品等の産業資源で、山陰海岸ジオパークにおける特産物として認識されているもの又は新たな特産物となることが期待されるもの

(2) 文化財、風景、温泉や動植物等の観光資源で、山陰海岸ジオパークの見所として認識されているもの又は新たに見所となることが期待されるもの

②補助事業の趣旨に見合った適切な予算・計画か。(客層やサービス単価など)

③事業が継続的に展開し、期待する効果が見込めるか。(持続可能な経営)

④広域的な波及効果が見込めるか。(職域、業界、異業種への広がり)

⑤新規性はあるか。また、ジオパーク内の他の団体等のモデルとなり得る事業か。

⑥府県市町の枠を超えて複数地域の地域資源を活用し、または複数の事業者間で連携して実施する事業か。(エリア地域内や他のジオパークなどへのつながり)

Q4：補助金交付決定日までに発注、購入、契約したものは対象になりますか。

A4：補助対象になりません。

Q5：不動産の購入費、自動車などの車両の購入費・修理費・車検費用は、対象になりますか。

A5：補助対象になりません。

Q 6 : 事務用のパソコン・ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及び冷蔵庫・冷凍庫などの備品購入費は、補助対象になりますか。

A 6 : 汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外とします。

Q 7 : 複数事業体からなる団体、グループで申請することができますか。

A 7 : 規約や内規などあり、その代表者であれば申請できます。また、その場合は過去3年間の活動実績書類（任意）を提出してください。

Q 8 : 団体、グループで申請した場合、同一団体、グループ内の事業者を備品購入・事業委託先等にすることができますか。

A 8 : 同一法人などからの物品購入、事業委託を予定している場合は、参考見積もりとして同等品、同等事業などと比較する他の業者の見積もり書の提出が必要です。

Q 9 : 同一法人・事業者などが複数での申請ができますか。

A 9 : 複数名での申請はできません。グループの代表者を決めて申請してください。備品購入等がある場合は、帰属先をグループの規約等で決めておいてください。

Q 10 : 継続事業でも申請ができますか。

A 10 : 申請はできますが、審査において新規性を欠いた場合は、不採択となります。

Q 11 : ほかの助成金・補助金を利用（見込み含）していても申請できますか。

A 11 : 申請はできますが、自己資金とせず収支予算書の内訳に補助金名などを明確に記載してください。その場合は、支出費目の備考欄に充当補助金名等を記載するとともに、原則として補助金が同じ費目に重ならないようにしてください。

Q 12 : 申請が受理されれば、補助金は認められますか。

A 12 : **Q 3**の審査項目により審査されます。審査項目を考慮した結果、予算内かつ受理の要件を満たしていても、例えばビジネス創出という新規性が欠けるなど事業の趣旨に合致しないなどの理由で、審査会の協議により不採択となる場合があります。